

機号1 賀志

直下に活断層疑い

規制委調査団が評価書案

原子力規制委員会の有識者調査団は十七日、北陸電力志賀原発（石川県）の敷地内断層に関する会合を開き、1号機原子炉建屋直下を通る「S-1-1断層」が活断層である可能性を否定できないと評価書案をまとめた。

この日の議論を踏まえて修正を加え、別の専門家によるチェックを経て正式な評価書として完成させる。

「極めて残念」

北陸電力「メント

有識者会合で提示された評価書案に対し、北陸電力は次のよみつなコメントを発表した。

二〇一二年八月から実施してきた詳細な調査・分析に基づく「敷地内シーム」は『将来活動する可能性のある断層等』ではない」という当社の評価が認められなかつた」とは極めて残念。今回の評価書案は追加実施した調査結果を総合的に考慮しておらず、合理的な判断とは言いがたいものと受け止めている。今回の評価書案の内容を早急に分析し、速やかに当社意見書を提出する。

評価書の提出を受けた規制委が活断層と認めれば、1号機は運転を再開する」とができる、廃炉を迫られる。

また1号機タービン建屋直下にある「S-1-2、S-1-6断層」についても、過去に地中で動き「地層に変形を生じた可能性を否定できない」と指摘した。断層は原子炉周辺機器の冷却に使つ重要な配管の下を横切つてゐる。北陸電が新規制基準に基づく審査を申請している2号機は大規模な改修が必要となる可能性があり、早期の再稼働は困難とみられる。

評価書案はS-1-1断層について「活動を示す明確な根拠は認められない」としながらも、1号機建設当時の調査図面などから「十二万一千年前以降に一部が変位した可能性を否定できない」とした。五月の前回会合でも調査団の有識者四人全員が同様の見解で一致していた。

北陸電はいずれの断層についても活動性はないと言論している。会合後に記者会見した西野彰純副社長は「許容できない。廃炉は全く考えていない」と述べ、

評価書案への疑問点をまとめた意見書を規制委に提出する考えを示した。原発の新基準は十二万～十三万年前以降に動いた可能性があるものを活断層と定義し、この上に原子炉建屋など重要な施設を設置することを禁じている。有識者調査団は敷地内断層に活動性が疑われた六原発の調査を行い、これまでに志賀を含む五原発で判断を示した。